（遞信省認可）　（本號六面）　明治二十二年三月廿九日　（定價二錢）

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊なし

時事新報

第二千二百四十三號
明治廿二年三月廿九日　金曜日
舊曆巳丑二月廿八日（甲、辰）
日出午前五時三十三分
日入午後五時五十九分
月出午前四時三十一分
月入午前三時四十一分
滿潮午前三時四十一分
滿潮午後四時十三分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

實業社會（前號の續）

前號に記せし所は專ら地方代議會が往々空論に失するの趣を歎息せし次第にして之を目下實業社會の第一缺點と認め更に眼を轉じて東京府下等の景况を觀れば我商工家の微弱にして獨立の氣力なきに驚かずんばあらず世人も知る如く我國の商工社會には官邊緣故の功德によりて暗々裡に商權を專有し經濟自然の大法をも左右し紊亂し得る所の少數種族ありて俗に之を御用商人と云ふ其勢力は中々盛んなるものにして一擲一笑殆んど以下の商工家をして浮沈せしむるに足る可し時としては道理になるまじき事にても御用商人の光明を燿かして會議に臨み一たび席上を睥睨すれば言として行はれざるはなし例へば某の事に付云々の改正を加ふべしとて其可否を衆議に問はんとするに當り多數の議員は何れも改正を非なりとして心には其實行せられざらん事を祈り私に事柄の不當を鳴らすと雖も既にして例の商人が御用の光明を遠方より燿かしながら失れとなく改正の必要を說き徐ろに議場を見渡すときは衆員は恰も靈妙不思議の託宣を蒙りたるが如く心中の不平を發せんと欲して發す可らず滿場寂として一の異論なく皆ともに恭順の意を表して存外容易に事の落着を見るとなり必竟恭順は眞の恭順にあらずと雖も之に逆ふときは私利に損害を招くの懼れあるが故に自尊自重など云ふ六かしき主義は顧みるに遑あらず唯目前の身構に忙はしくして敢て傀儡を甘んじて唯命これ從ふものなるべし憫むに堪へたる次第なれども身分の効す所生計の爲めとあれば據所なしとして然らば其之れを左右する御用商人が他を頤使するの割合に能く其身を獨立の地位に置く者なりやと云ふに是亦決して然らず下界に臨めばゐそ此の如くなれども一歩官邊の權門に入るときは軀を厚くし身を卑ふして人の容易に忍び難きを忍び畏敬に立廻りて勞を辭せざる其苦しさは實に夏畦も啻ならざる次第にして下界の商工輩が彼等の鼻息を窺ふて戰々兢々たるの比に非ず左れば權門の方寸次第にて時に御用商人に申含むるときは一擧手直ちに商工界の方針を左右するを得るが故に今に至るまで終に商工業の獨立を見ざるも亦偶然に非ざるなり商工業の獨立せざる其弊害や夥多なりと雖も政治の方針は朝變暮改殆んど歸着する所なきの常なれば其變改の爲めに動搖せられて企業の結果未だ舉らざるに中途にして沮絕するは必實業の爲めに損害の大なる者はある可らず今の我國の有樣は則ち此の如きものにして猶は仔細に之に隨伴する所の弊風を數へ來るときは殆んど云ふに忍びざるものある可し

從來我實業社會の缺典弊風を尋れば凡そ以上の二種に大別すべきものにして未だ以て國利民富の運を托するに足らずと雖も如何にせん政治の狂熱流行して心を實業に寄する者なく目前の錢を重んじて商人の身の重きを忘れ天下の商權は恰も御用商人の媒介を以て舉げて之を政府の一手に附與し其下風に立て竊に不平を鳴らすとは我輩は唯氣の毒なりと云ふの外なし此勢にして進むときは明年も獨り日比谷の原の國會議場は賑々しくして上野公園の內國勸業博覽會は又顏色なく唯一塲の御用博覽會たる可きのみ無形の議論空しく發達して法の表面に金科玉條あるも內部の資力は漸く涸渴して誠に淋しく假に其趣を喩ふれば精神のみ獨り高尚活潑にして身體の羸弱多病なるが爲め心身の權衡宜しきを得ずして遂に自滅に歸するものゝ如し一箇人の塲合に於て心身の權衡に平均を保つを必要なりとすれば一國の盛衰に於ても議論と實業との平行を保たざる可らず故に我輩は右雙方の平均說を唱ふる者にして決して極端に走りて政論を撲滅せんと欲するにはあらず蓋し政論の盛なるは人心の活潑なる證據にして夫の進取の氣象に乏しく沈滯不動の心を以て醉生夢死の生涯を送る守舊一偏の種族に至りては國利の點に向ても亦同しく無緣のものなれば政治論の起る所は即ち實業談の伏する所なりとして我輩の大に贊成する所なれども今日の政况は現に極端の弊に流れ將來も亦ます〳〵深淵に入るの趣あれば此際立國の要素を涵養するの止む可らざるを察し敢て其任務を各實業組合に屬して從來の不完全を矯正し眞面目を以て狂瀾の中に屹立せんとを祈るのみ

（畢）

雜報

○大坂臨時府會の開會　豫て本紙電報欄內に揭載せる如く大坂府會は去る廿三日を以て臨時會を開設したり當會は四月一日より大坂四區に市制を施行するに就き本年法律第七號第四條に基き從來區部地方稅支辨の事業中、市の事業に屬すべきものを區分する區部地方稅支辨の事業區分議案を第一とし區部地方稅區分議案、明治二十二年度地方稅收支區分追加案、同年度區部地方稅收入追加豫算案、同年度區部聯帶地方稅支出追加豫算案、同年度郡部地方稅支出追加豫算案同年度郡部地方稅支出豫算中更正案、同年度郡部地方稅收入豫算中更正案、同年度郡部營業稅雜種稅課目額中更正案、同年度郡部地方稅中漁業稅課目中更正案、及び彼の安治川外二川浚疏費區郡聯帶地方稅經濟へ編入案等を議するものにて當日午前十時府知事代理書記官武內維積氏臨場開場式を行ひしが出席議員は五十五名にして二三議案の議を經て正午十二時十分散會したるよし

○大坂安治川外二川浚疏費區郡聯帶地方稅經濟へ編入するの議案　去る廿三日を以て開會したる臨時大坂府會にて議すべき議案中の安治、木津、尻無三川の浚疏費を區郡聯帶の地方稅經濟へ編入するの議案は昨年十二月の通常大坂府會に於て議論最も囂しかりし彼の土砂分配事件に附帶して起りたる入津料の處分を改むるものにして同會にて府知事に建議したる結果なりとす即ち從來右三川の浚疏費は地方稅經濟より分離し府知事の專斷に任して該三川口より徵收する入津料を以て支辨し來りし處費額充分ならずして浚疏も亦不充分を免れずとして府知事は其筋へ稟議の上明治十八年度以來每年國庫より金一萬三千六百三十四圓宛の補助を仰ぎ來りしを府知事は曩きに議會の建議の如く二十二年度內に於て右浚疏費を市郡連帶地方稅の支辨に屬せしめんとするに當り入津料は之れを地方稅雜收入として舊の如く徵收し從來下附の國庫補助金をも繼續下附ありたしとの儀を其筋に稟議したるに先づ浚疏費を地方稅經濟へ編入方議會の決議を經て更に申出づべしとの指揮を得たるが故に今回の臨時會に之れを發したるものなり故に同會にて決議次第同府よりは更に入津料の徵收方幷に國庫補助金繼續下附方を請願する筈なりと云ふ

○獨逸政府バルガリヤの公債發行を禁ず　獨逸政府はバルガリヤ國に公認せられたる政府なき旨を口實とし去月廿八日獨逸國內に命令を下してバルガリヤ公債の發行を一切禁止したりと

○徵兵令に關する申請　去る十六日付を以て野津第五師團長より大山陸軍大臣へ宛て豫備兵諸官廳へ奉仕の儀は從來舊後備軍司令部條例第廿五條に依り扱ひ來り候處豫備歸休に在りては奉仕不相成ものと相考取扱候得共右に於ては一家生計上困難の向も有之就ては假令へ現役中と雖ども召集に際し差閊なき限りは豫後備役兵同樣奉仕差許度との申請に對し去る廿六日右は申請之通りと指令ありたるよし

○山口縣の改進黨　同縣改進黨の會合なる同友會の人々は近頃協議の上山口に於て一の政治新聞を發兌して彼の自治黨の機關なりと聞えたる防長新聞と其論鋒を爭はんとて協同會社長松田敏樹氏を推して社長となし記者は東京なる同派の中より招聘することに決したりと

○鹿兒嶋縣の衆議院議員　同縣にては官民の差別なく天晴滿塲の議員を壓服する程の眞議員を撰出せんとて夫々盡力し居る由なるがその第一區（鹿兒嶋、谿山、北大隅、熊毛、馭謨の五郡）よりは無論河嶋醇氏が當撰すべく第四區（高木、出水、南伊佐、薩摩、甑嶋）よりは有嶋武、柏田盛文兩氏の中一人尤も柏田氏は有嶋氏に讓る旨申送りたる由又第七區（大嶋）よりは大嶋仙藏氏が出づべく縣會議長松田宗重氏も何れの區よりか撰擧に應ずるなるべし其他にも撰擧を爭はんと奔走し居る者も少なからずとなり

○獸醫開業試驗　東京農林學校に於て來る四月五日より十三日迄執行する同開業試驗の主事は多分同校の敎授獸醫學士與倉東隆氏なるべしと

○舊知事書記官の送別會　大坂四區長及び接近各郡長大坂府官吏等は今回元老院に轉任したる建野前大坂府知事、幷に名古屋控訴院詰の檢事に任したる今井前大坂府書記官の爲めに去る廿二日同所中ノ嶋洗心館に於て送別の宴を開らきたるよしなるが大坂商法會議所に於ても不日同

ありと云ふ

○嘉納派の柔
して世に行は
奧義を極むる
如何よりは寧
に遅れ全般の
並に學習院敎
柔術を修め之
にもして一度
んとを志し退
古本中より探
く柔術の老先
に貯へたる心
共道を擴め
稱するに至り
の柔術は唯勝
負及修心の三
用するの目途
し體育一方に
能き運動を心
一方に偏する
るの要へあり
積み遂に修心
働を越えて心
自他の關係と
決せんとする
我長の長短骨
視察したる後
意、思量を以
常に之を心掛
然の習慣を爲
の修心を應用

○陸奧日報
去る二十二日
となれり

○美術品商會
係る同商會は
五箇年と定め
務は新古の美
定の依賴に應
附記し需用者
二割引を以て
陶磁、縫織、武
籍の十一部を
なし既に會則
願の準備中な

○木製汽船の
準備整ひ三菱
へ改頁鐵船を
を購入する筈
紙に揭載せし
造するに決し
船にて北海を
帝國議會の開
の御際祭に京
旅客貨物は非